

# 御代田町子ども・子育て支援事業計画

ーみよたっ子育成 ひだまりプランー

みんなが、子育てしやすいまちへ。

# すくすくみよたっ子!



平成 27 年 3 月



浅間山に抱かれた高原の町  
みよた

御代田町

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

御代田町では、平成17年に「御代田町次世代育成支援（前期）行動計画」、平成22年に「御代田町次世代育成支援（後期）行動計画」を策定し、子育て支援施策や教育環境の整備、母子の健康の確保・増進、安全の確保などの事業を実施し、更に、仕事と子育てが両立できるよう子育て支援をする「まちづくり」をすすめてきました。

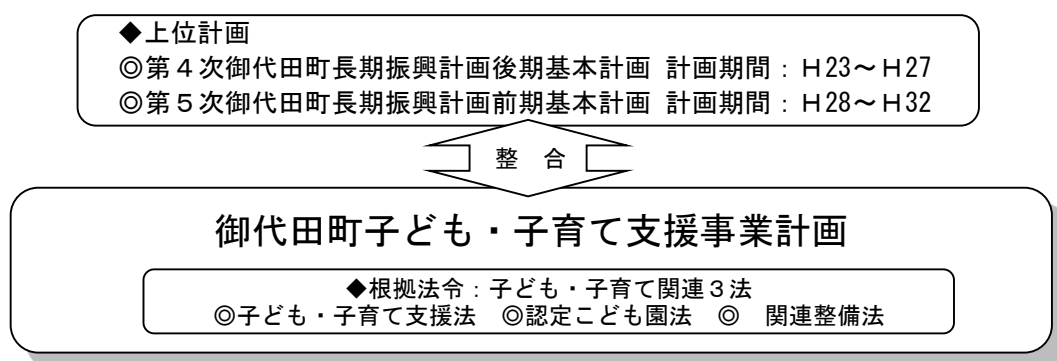
この間、少子化対策について、さまざまな取り組みが進められてきましたが、少子化の流れは変わらない状況にあります。

こうした中で、当町を取り巻く環境・住民ニーズを的確に捉え、子ども・子育て支援の充実を図るため、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、自助・共助・公助のもと、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、今後5か年の子育て支援の指針を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられます。

また、最上位計画である御代田町長期振興計画との整合を図ることとします。



## 3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています。

本町では、平成27年4月1日からの本格施行を想定していることから、平成27度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までを計画期間とします。

## 第2章 御代田町の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 町の概況

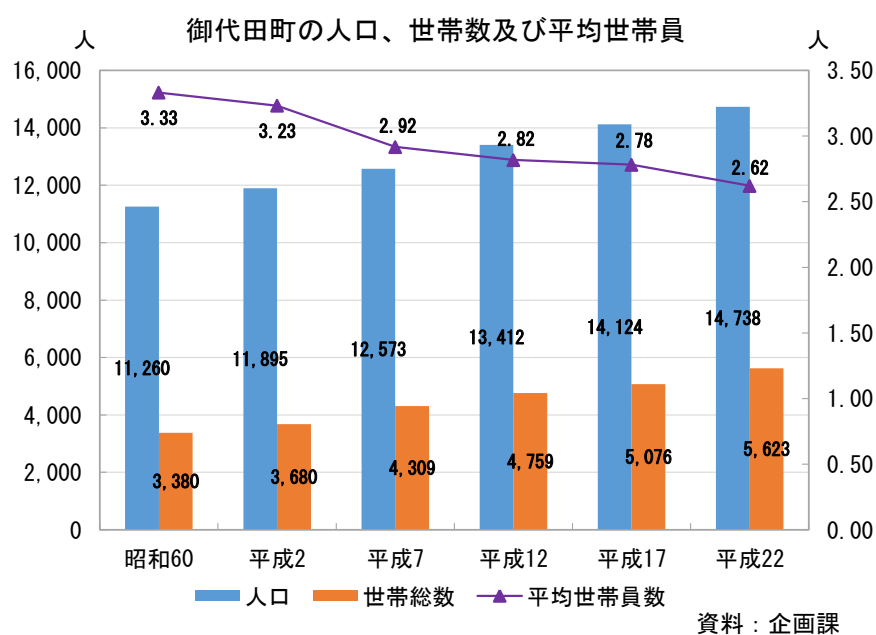
#### (1) 少子化等の状況

##### ①人口の動向、世帯数

御代田町の人口は、町発足後間もない昭和35年に8,145人（国勢調査）でしたが、その後増加を続け、平成26年1月1日現在で15,036人（毎月人口異動推計）となっています。これを国勢調査が行われた5年ごとの増加率でみると、概ね6%台で推移しています。

また、人口動態を自然動態と社会動態の増加状況を比較しますと、転入者が本町の人口増加の大きな要因になっています。

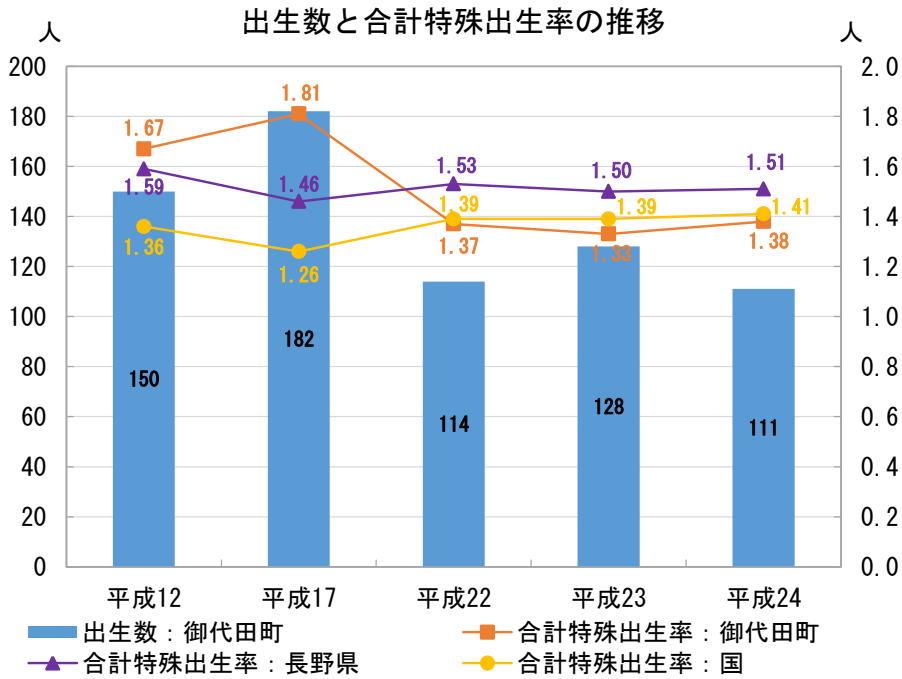
平均世帯員数（総人口／総世帯数）は、昭和35年には4.9人でしたが、以後減少の一途をたどり、近年は2.5人程度になっています。



##### ②出生率の動向

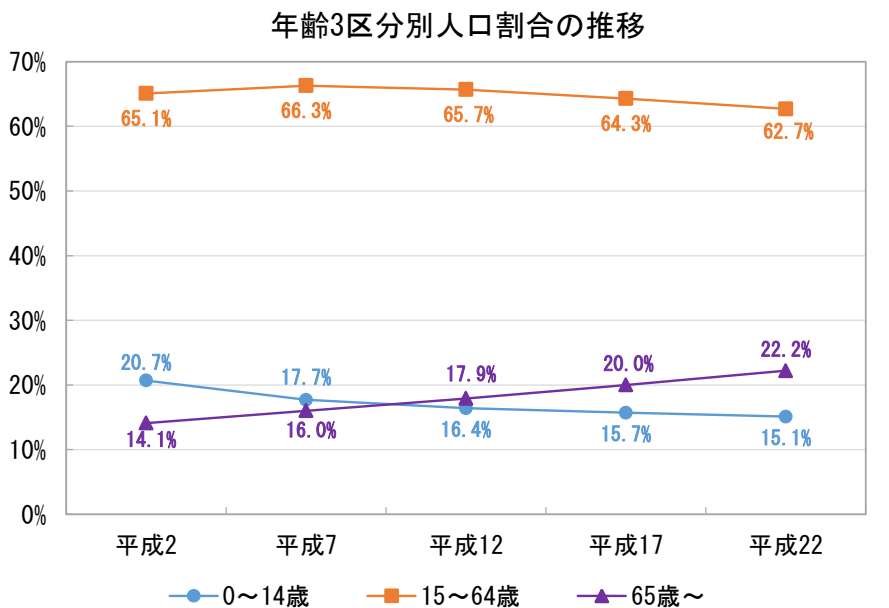
本町の出生数は全国的な傾向と同様に、平成17年の182人をピークに平成22年には114人と、現在に至るまで減少傾向にあります。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均子ども数）は、平成24年時点で1.38であり、国の1.41、県の1.51を下回っています。



### ③年齢3区分別人口の動向

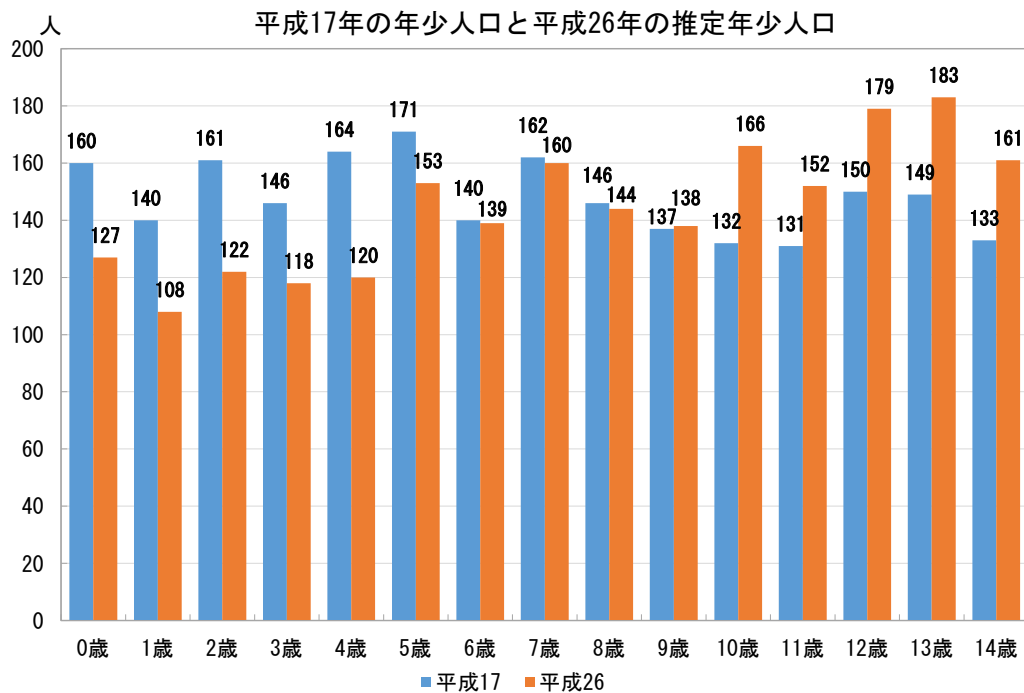
国の14歳以下の年少人口は減少を続け、本町でも同じ傾向にあります。平成22年国勢調査による本町の年少人口は15.1%（県13.8%、全国13.2%）、生産年齢人口は62.7%（県59.7%、全国63.8%）、老年人口は22.2%（県26.5%、全国23.0%）と、年少人口は県平均・全国平均を上回り、また老年人口は県平均・全国平均を下回っています。年少人口は、減少する一方で、老年人口は着実に増え、少子超高齢社会の状況が本町でも見られます。



#### ④将来人口推計

計画策定にあたっては、子育て世帯のニーズを把握する他、人口の推計をし、将来のニーズを量的に算出する必要があります。

今後、年少人口は横ばい、あるいは減少すると予想されることから、ニーズ調査と併せ、今後の子育て支援策を考える必要があります。



#### ⑤女性の就業状況

本町の女性の就業者数は、生産年齢人口の6割以上を占めていることとなります。

女性の年齢別就業状況をみますと、なだらかなM字型のパターンになっています。

これは、平成12年と比較すると、制度を利用しつつ就業を継続する女性が増加していることと、結婚及び第1子出産年齢の上昇、更に少子化の傾向と考えられます。

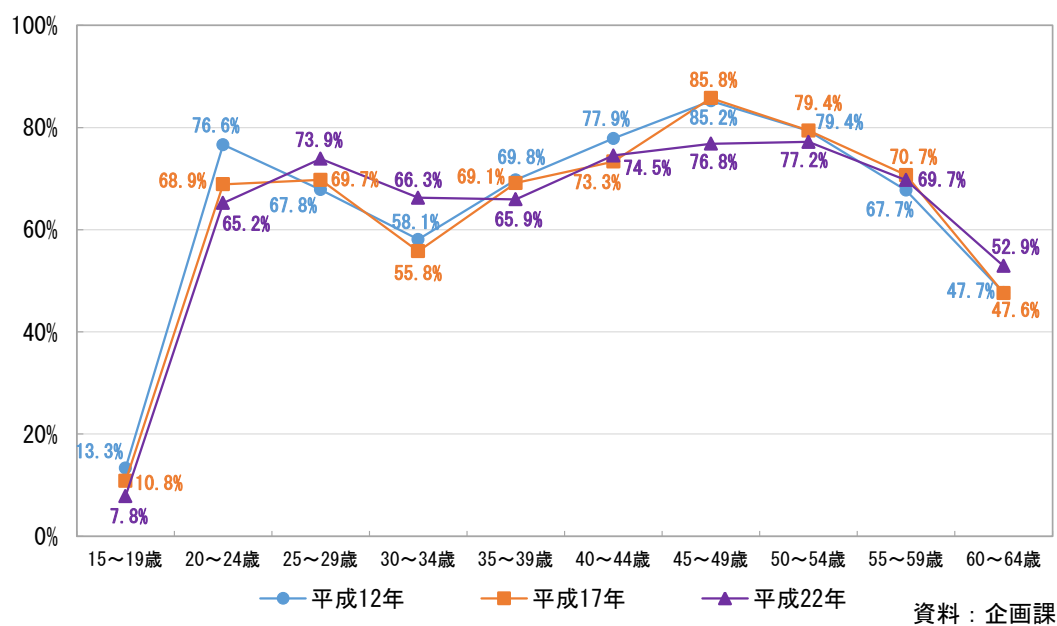
女性の就業割合について、平成12年、平成17年、平成22年を比較したのが、次のグラフです。20～24歳の就業率が年を追って下がっているのは、主に女性の進学率の上昇によるものと考えられます。また、30～34歳の就業割合は以前に比べ増加していることから、子育てをしながら働く女性が増える傾向にあります。

◇平成22年 年齢別就業状況

(単位：人、%)

年 齢	計	就業者計	就業割合
15～19 歳	306	24	7.8
20～24 歳	276	180	65.2
25～29 歳	387	286	73.9
30～34 歳	495	328	66.3
35～39 歳	549	362	65.9
40～44 歳	534	398	74.5
45～49 歳	462	355	76.8
50～54 歳	491	379	77.2
55～59 歳	489	341	69.7
60～64 歳	533	282	52.9

女性の就業割合の推移



## 2 施策の現状

### (1) 保育の状況

本町には4か所の保育所があります。平成26年8月末日現在、やまゆり保育園（昭和47年設立、定員110人）、雪窓保育園（昭和49年設立、定員210人）の2園を町が運営し、入所児童数は合わせて275人（内他市町村からの広域受託児童（以下受託児童）11名）となっています。

また、平成16年4月に認可保育所となった私立たんぽぽ保育園は安心こども基金を利用した増改築を行い、平成25年11月には定員24人を30人に増員しました。さらに、平成26年4月からは学校法人三嶋学園でも未満児専門の認可保育所「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」（定員20人）を開設し、増加傾向にある3歳未満児保育への対応を図っています。8月末日現在、たんぽぽ保育園29名（内受託児童4名）、保育園つくしんぼ18名（内受託児童3名）です。

ここ数年、全体の入所率は減少傾向にあるものの、保護者の就労状況や家庭環境の変化から、3歳未満児の受け入れは年々増加しています。また、近隣市町村でも3歳未満児の受け入れが困難となっており、他市町村からの受託児童も年々増加傾向にあります。反対に、3歳以上児は増減があるものの減少傾向が続いています。今後も継続した未満児の受け入れ及び3歳以上児の入園数減少に対する施策を検討する必要があります。

◇保育所別入所児童数の推移（各年度末現在）

（単位：人）

保育所名	年齢\年度	平成21	22	23	24	25
やまゆり保育園	児童数 計	117(1)	125(2)	113	101(1)	99(3)
	0歳児	2	3	3	3	3
	1歳児	4	5	5	5	6
	2歳児	7	7	11	8	12
	3歳児	32(1)	33	22	23(1)	29(2)
	4歳児	40	34(1)	37	25	25(1)
	5歳児	32	43(1)	35	37	24
雪窓保育園	児童数 計	189(2)	167(5)	168	172	191
	0歳児	3	5(1)	4	3	9
	1歳児	12	7(1)	11	15	11
	2歳児	13(1)	14	10	19	18
	3歳児	49	38(2)	51	42	57
	4歳児	55(1)	53(1)	38	52	42
	5歳児	57	50	54	41	54
たんぽぽ保育園	児童数 計	30(5)	31(2)	28(2)	29(3)	35(5)
	0歳児	8(3)	9	11(1)	8(1)	12(2)
	1歳児	12(2)	10(2)	7	12(1)	12(2)
	2歳児	10	12	10(1)	9	11(1)

※（ ）は内受託児童数

資料：町民課

## (2) 幼稚園・学校教育の状況

### ①幼稚園の状況

本町には、私立杉の子幼稚園（昭和 50 年 4 月設立）があり、園児数はここ数年、次表のようにやや減少傾向になってきています。

また、働く保護者を支援するため、平成 16 年度から午後 6 時までの預かり保育を実施しています。

#### ◇幼稚園別園児数の推移

(単位：人)

幼稚園名\年度		平成 21	22	23	24	25	26
杉の子幼稚園	3 歳	45	51	43	49	33	47
	4 歳	50	48	53	47	50	33
	5 歳	54	51	48	55	47	52
	計	149	150	144	151	130	132

資料：教育委員会

### ②小学校児童の状況

本町には、御代田南小学校と御代田北小学校の 2 校があります。通学児童数は次表のようにやや減少しています。

#### ◇小学校別児童数の推移

(単位：人)

小学校名\年度		平成 21	22	23	24	25	26
御代田南小学校	1 年	110	111	96	109	99	97
	2 年	98	110	109	97	105	102
	3 年	108	103	109	109	104	105
	4 年	101	110	103	105	106	103
	5 年	105	105	111	107	103	104
	6 年	97	107	109	112	108	103
	計	619	646	637	639	625	614
御代田北小学校	1 年	54	48	71	60	58	44
	2 年	62	54	51	74	61	58
	3 年	56	59	53	56	71	59
	4 年	57	57	58	55	58	71
	5 年	44	57	56	59	53	56
	6 年	62	43	58	56	60	51
	計	335	318	347	360	361	339

資料：教育委員会



### ③放課後児童クラブ

放課後児童対策では、小学校低学年児童を対象に放課後児童クラブを開設し、子どもが安全に過ごすことができ、保護者が安心して仕事ができるように取り組んでいます。

#### ◇児童クラブ登録児童数

(単位：人)

児童クラブ名\年度	平成 21	22	23	24	25
平和台児童館	61	48	45	50	55
東原児童館	71	73	92	89	93
大林児童館	70	83	94	74	80
計	202	204	231	213	228

資料：町民課

### (3) 子育て支援の状況

#### ①子育て家庭への支援の状況

平成 26 年 10 月 1 日現在、本町では 33 人の民生・児童委員及び 2 人の主任児童委員を配置し、子育て等に関する相談を受けています。相談内容は、児童の養育（生活指導、教育関係）、児童虐待、不登校に関するものが主なものです。

平成 16 年 10 月から、従来児童相談所に対応してきた児童家庭相談については、相談のニーズが増加したことと、きめ細やかな対応をするため、市町村で応じることとなりました。そこで本町においても、平成 20 年 12 月「御代田町虐待等防止ネットワーク協議会」を設置し、支援を行っています。

経済的支援となる児童手当の交付件数は、転入等による社会増により近年増加の傾向をたどっています。3 歳未満であった支給対象年齢が、平成 12 年 6 月からは 6 歳到達後最初の年度末まで延長になり、平成 13 年 6 月には支給対象児童を養育する親等の所得制限が大幅に緩和されました。平成 16 年 4 月からは、小学校 3 年修了前まで延長になり、平成 18 年 4 月からは小学校修了前までと支給対象年齢の拡充が積極的に行われ、交付件数が増加しました。

平成 22 年度からは所得制限が無く子ども手当として支給となり、平成 24 年度からは再び児童手当に名称が戻り、少子化に対応し、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童が対象となり、所得制限が設定されました。

#### ◇児童手当の交付状況

(単位：件)

区分\年度	平成 21	22	23	24	25
児童手当	20,709	3,588			26,088
こども手当		21,831	24,655	21,848	

資料：町民課

## ②地域のボランティアの活動状況

本町には平成 26 年度現在、町社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア連絡協議会に加入している 16 のボランティアグループがあり、高齢者・障害者・子育て等、地域に根ざした活発な活動を展開しています。また、地域等で独自にボランティア行って活動しているグループもあります。町社会福祉協議会では、ボランティアの育成と活動の充実強化を図っています。

## (4) 母子保健の状況

### ①乳幼児健康診査

本町では、4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児の健康診査を実施しています。受診率はいずれの健康診査も 90%前後と推移していますが、全ての対象児が受診するよう受診勧奨等を実施していくことが必要です。

また、各健康診査の有所見状況をみると、4 か月・10 か月の乳児健診では身長・体重の増加不良や乳児湿疹、先天性股関節脱臼の疑いなど身体疾患が多く、1 歳 6 か月児・3 歳児の健診では、言葉が増えない、落ち着きがない等の精神発達面の所見が目立っています。

### ◇定期健康診査の受診状況

#### ○乳児 4 か月・乳児 10 か月

(単位：人、%)

年度	乳児 4 か月			乳児 10 か月		
	対象	受診数	受診率	対象	受診数	受診率
平成 21	123	119	96.7	118	118	100.0
22	114	112	98.2	119	117	98.3
23	120	114	95.0	124	121	97.6
24	114	114	100.0	120	113	94.2
25	119	114	95.8	125	118	94.4

#### ○1 歳 6 か月児・3 歳児

(単位：人、%)

年度	1 歳 6 か月児			3 歳児		
	対象	受診数	受診率	対象	受診数	受診率
平成 21	139	130	93.5	139	130	93.5
22	111	98	88.3	132	127	96.2
23	129	129	100.0	137	120	87.6
24	125	118	94.4	135	132	97.8
25	133	121	91.0	126	114	90.5

資料：健康推進係

## ②母子健康相談等の状況

本町では、母子健康相談及び乳幼児相談を実施しています。相談参加者数は、次の表のように年によって増減があります。また、発達訓練指導事業として実施している「遊びの教室」には、近年では延べ60人から70人程度の参加がみられます。

### ◇乳幼児相談の状況（延べ相談者数）

（単位：人）

区分\年度	平成 21	22	23	24	25	開催頻度
母子健康相談	102	148	122	130	72	月 1 回

資料：健康推進係

母子世帯は年々増加しており、その原因の約90%が離婚です。これを受けて、児童扶養手当の受給者も増加の傾向をたどっています。

### ◇母子世帯の状況

（単位：人）

区分\年度	母子世帯数	原因内訳	
		死別	離婚
平成 21	128	11	110
22	130	14	107
23	154	12	129
24	150	10	128
25	174	11	148

資料：福祉係

### ◇児童扶養手当の状況

（単位：人）

区分\年度	平成 21	22	23	24	25
受給資格者数	111	145	144	158	153

資料：福祉係

### ③障害児の状況

町内の身体障害児及び知的障害児の状況を示したのが次の表です。身体障害児は、微減しており、障害別では体幹機能障害の児童が6割となっています。知的障害児は、毎年微増減がありますが、養護学校高等部進学や就労のために手帳の取得をする方が増えています。

#### ◇障害の種別身体障害児の推移 (単位：人)

年度	体幹障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 21	7	2	2	1	12
22	7	2	3	1	13
23	7	2	2	0	11
24	7	2	1	1	11
25	8	2	0	1	11

資料：福祉係

#### ◇障害の程度別知的障害児 (単位：人)

年度	A 1	A 2	B 1	B 2	計
平成 21	5	1	2	2	10
22	2	1	4	4	11
23	1	1	4	4	10
24	3	0	3	8	14
25	4	0	3	4	11

資料：福祉係

## (5) 子育て支援に関するアンケート調査の結果概要

### ①調査目的

本調査は、平成 25 年度に「御代田町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたっての基礎データを得るため、子育てをしている町民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

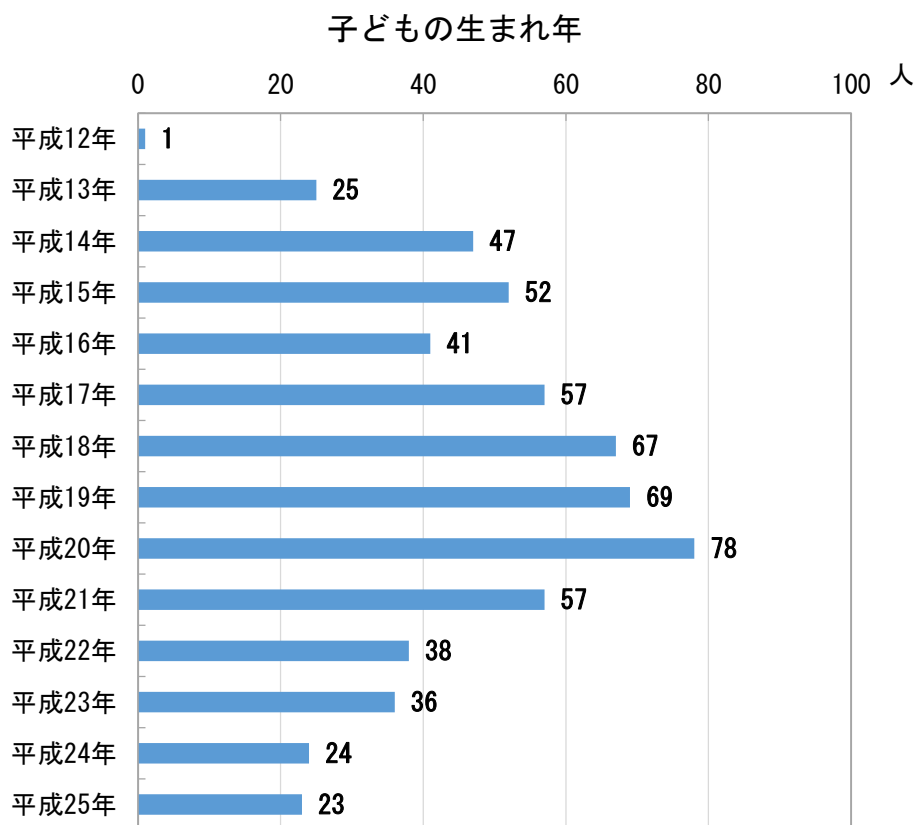
### ②実施概要

- 調査地域 御代田町全域
- 調査対象者 小学校6年生までの子どもがいる町内在住世帯：1,125 件
- 調査期間 平成 25 年 12 月 9 日～平成 25 年 12 月 20 日
- 調査方法 子どもが町内の公立及び私立保育園、杉の子幼稚園、公立小学校へ通っている場合は施設を通して配布・回収し、他の世帯へは郵送による配布・回収としました。

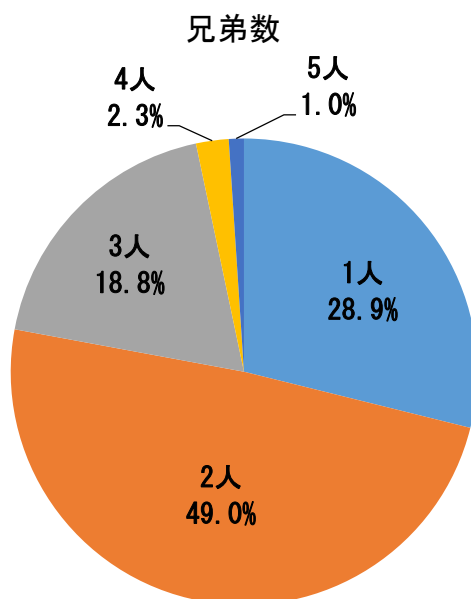
③回収結果

○回収数：618 件

○回収率：54.9%



(回答数:615)



(回答数:575)

共働き家庭が増加し続けている中、今回のアンケート調査によると、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることにより、母親の25%が出産前は就労していたが、現在は就労していません。また、子どもが小学校に入学することで就労に結びつきますが、パート、アルバイトの就労が多く、フルタイムで就労する人はあまり増えない状況です。更に、67%の母親が就労を希望しており、その内フルタイムを希望する母親は、31%と子育て中の母親もフルタイムの就労を望んでいることがうかがえます。

このことから、子どもが乳幼児期までは子育てに専念したい希望が多い一方、子育てと仕事の両立が難しい状況です。

子どもの最善の利益を第一義としたうえで、仕事と子育ての両立のための環境整備を図る必要があります。

## 第3章 次世代育成支援行動計画（みよたっ子育成ひだまりプラン後期計画）の進捗状況

御代田町次世代育成支援行動計画の後期計画である「みよたっ子育成ひだまりプラン」（計画期間：平成22年～26年度）では重点課題、基本的視点、目標事業量等を掲げ、子育て施策の充実を図りました。その取組結果は以下のとおりとなっています。

### 1 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

#### (1) 次代の親の育成

次代の親となる中学生を対象に「思春期ふれあい体験学習」として、乳児との肌のふれあいを通して、父性・母性の育成を図りました。中学2・3年生を対象としているため、授業の中で実施することが難しく、夏休みを利用して取り組みを行いました。

#### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

子どもたちの豊かな心と健やかな体の育成を目指し、「ライフルームの設置」及び「心理相談事業」等を実施した結果、教室に戻れる生徒も見られました。

また、健康管理については、尿検査、心電図検査、血液検査、ぎょう虫検査等を実施し、児童生徒の健康管理に努めました。

さらに、学力向上のため、中学校で「サタデースクール事業」を実施しました。

#### (3) 家庭や地域の教育力の向上

地域の各行事に児童の参加を促し、文化の継承を行いました。子ども自然探検隊、なんでも体験隊等を開催し、地域の方や関係団体の協力を得ながら、学校や学年を超えて活動することで子ども達の自主性などを引き出す取り組みを進めました。

#### (4) 有害環境対策の推進

有害図書等自動販売機対策委員会を開催し、青少年の健全育成に配慮するよう協議及び有害環境チェック活動、街頭での啓発物品等の配布を行うと共に、町内の店舗内での取り扱いについて、啓発を実施しました。

また、町内には有害図書自販機は設置されておりません。

## 2 母子の健康の確保と増進

### (1) 子どもと母親の健康の推進

妊娠期から乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう健診、親子教室の充実を図りました。近年増加しつつある発達障害児の早期発見と3歳児健康診査前の親子の健康教育を目的に「2歳児すくすく教室」を実施したほか、保育園・幼稚園の年中児にあたる5歳児を対象に親子の健康教育を行い、また、就学にあたり継続的な支援を必要とする子どもの把握と支援を行うため、平成22年度から「5歳児健やか教室・相談会」を実施しました。

### (2) 「食育」の推進

乳幼児期に離乳食教室、また、保育園では乳幼児期に培われる「食べる力」を身につけるため、献立の検討から栄養士による講座を開くなど取り組みを進めました。

学校給食では、地産地消を推進し、地元の野菜を食材として取り入れ、給食等を通じて発達段階に応じた食習慣の定着を進めました。

### (3) 思春期保健対策の充実

思春期の中学生を対象に性感染症の予防と、性に関する正しい知識を身につけ、自己管理能力や判断力を持てるよう、講演会を開催しました。

### (4) 小児医療の充実

平成22年度に福祉医療の対象を小学校6年生から中学校3年生まで引き上げ、さらに平成25年度には所得制限撤廃しました。

また、定期予防接種を推進し、未接種者に対する啓発に努めました。

## 3 子どもの安全の確保

### (1) 交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係機関の協力を得ながら、パトロール等を実施しました。

### (2) 子どもを犯罪被害等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関の協力を得ながら、パトロール等を実施しました。



## 4 地域における子育ての支援

### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

一時保育、幼稚園の預かり保育等の特定保育を実施しました。

一時保育については、雪窓保育園のみで行われていましたが、平成 26 年 4 月より保育園つくしんぼでも開設されたことに伴い、よりニーズに沿った対応が可能となりました。

また、出生時に子どもの健やかな成長を願い、記念樹を贈呈しました。

さらに、児童館の幼児の会は名称を「ひだまりっこ」とし、就園前の親子が気軽に、相互の交流を図ると共に、育児に関する情報交換の場として広く利用されました。

### (2) 保育サービスの充実

公立保育園における定員の増員、延長保育時間の延長及び土曜希望保育を行いました。

また、保護者の就労状況の変化に伴い、平成 23 年度より土曜保育を 18 時まで延長しました。私立保育園では平成 25 年度に増改築及び新設を行い、増加傾向である 3 歳未満児について受け入れの対応を可能としました。

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

庁内の子育てに関連する部署で組織された検討委員会を立ち上げ、各種サービスの情報提供をし、町内の子育て支援をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、利用者が活用できるよう、母子手帳交付時に配布すると共に児童施設等に設置しました。

### (4) 児童の健全育成

おはなし会や観劇会、さらにスポーツ教室等を開催し、子どもたちの心身の健全育成を図る取り組みを進めました。

## 5 子どもを守るきめ細かな取り組み

### (1) 児童虐待防止対策の推進

平成 20 年 12 月に御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、個別支援を継続的に実施できる環境づくりをしました。

### (2) 母子家庭等の自立支援

児童扶養手当、高校奨学特別補助金、福祉医療により、経済的支援を実施しました。

### (3) 障害児福祉施策の充実

自立支援法が障害者総合支援法となり、また、児童福祉法が改正されたことに伴い、新たなサービスについて給付を行いました。

なお、法改正により、障害児についてもサービス利用計画が作成され、個々に必要なサービスや支援の方向性が明確となりました。

さらに、保育園及び放課後児童クラブにおいても、加配保育士等を配置し、障害児の受け入れを実施しました。

## 6 子育てを支援するまちづくり

### (1) 良好な住宅と住環境の確保

公営住宅の提供の他、必要に応じて、不動産事業者を紹介する等、子育て世帯の支援をしました。

### (2) 安全な道路交通環境の整備

歩道の段差解消等、安心して外出できる環境を整備しました。

### (3) 安心して外出できる環境の整備

ベビーベッド、ベビーチェアを設置した施設の整備を促進するよう努めました。

## 7 仕事と子育ての両立

### (1) 多様な働き方の実現

社会全体の運動として国・県等と連携し、情報提供等に努めました。

### (2) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立し、仕事と家庭生活のバランスが保てるよう、広報や啓発、情報提供等に努めました。

## 第4章 計画の基本理念と目標事業量

### 1 計画の基本理念と体系

#### (1) 計画の基本理念

～めざす姿～

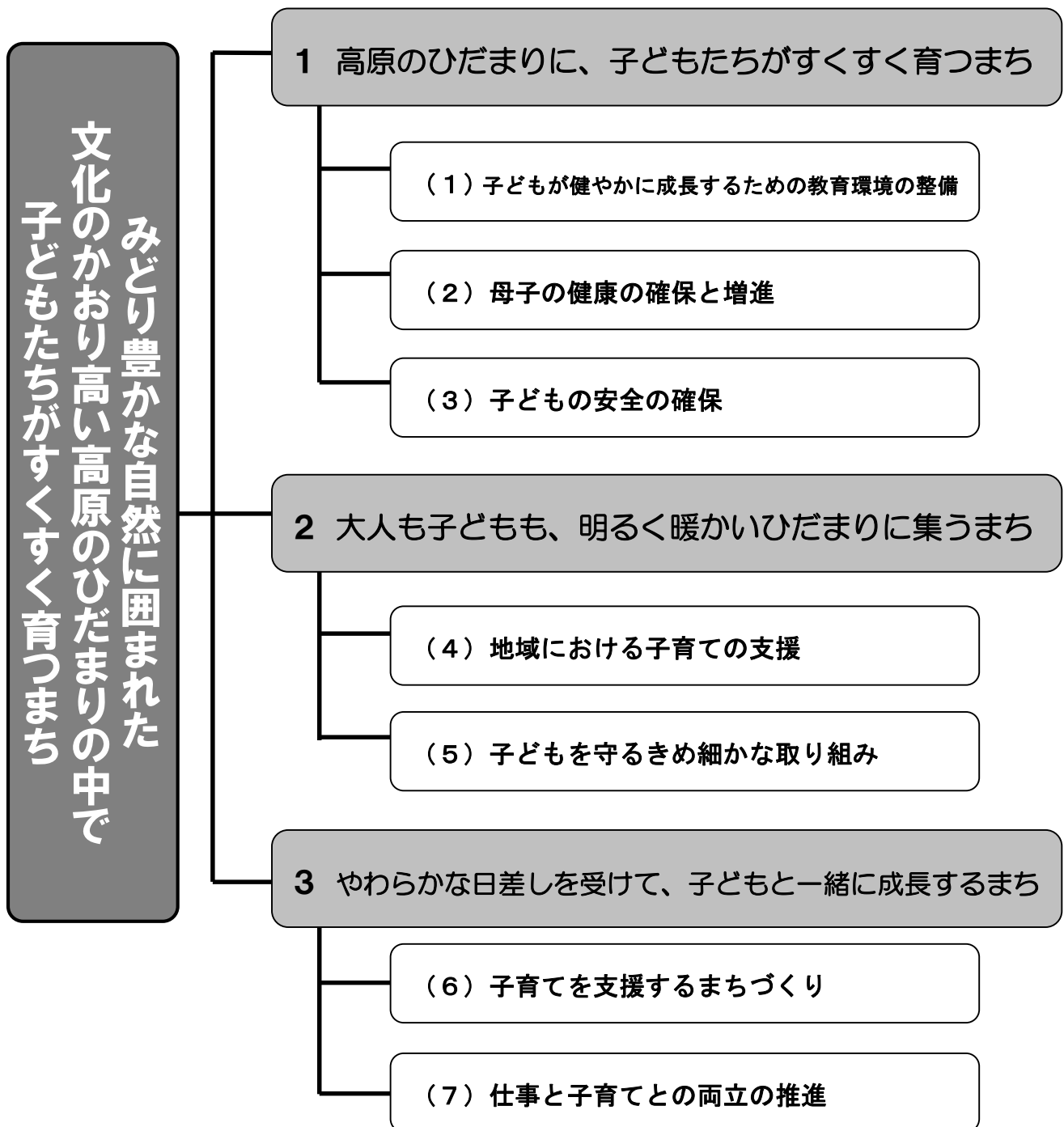
みどり豊かな自然に囲まれた  
文化のかおり高い高原のひだまりの中で  
子どもたちがすくすく育つまち

施 策

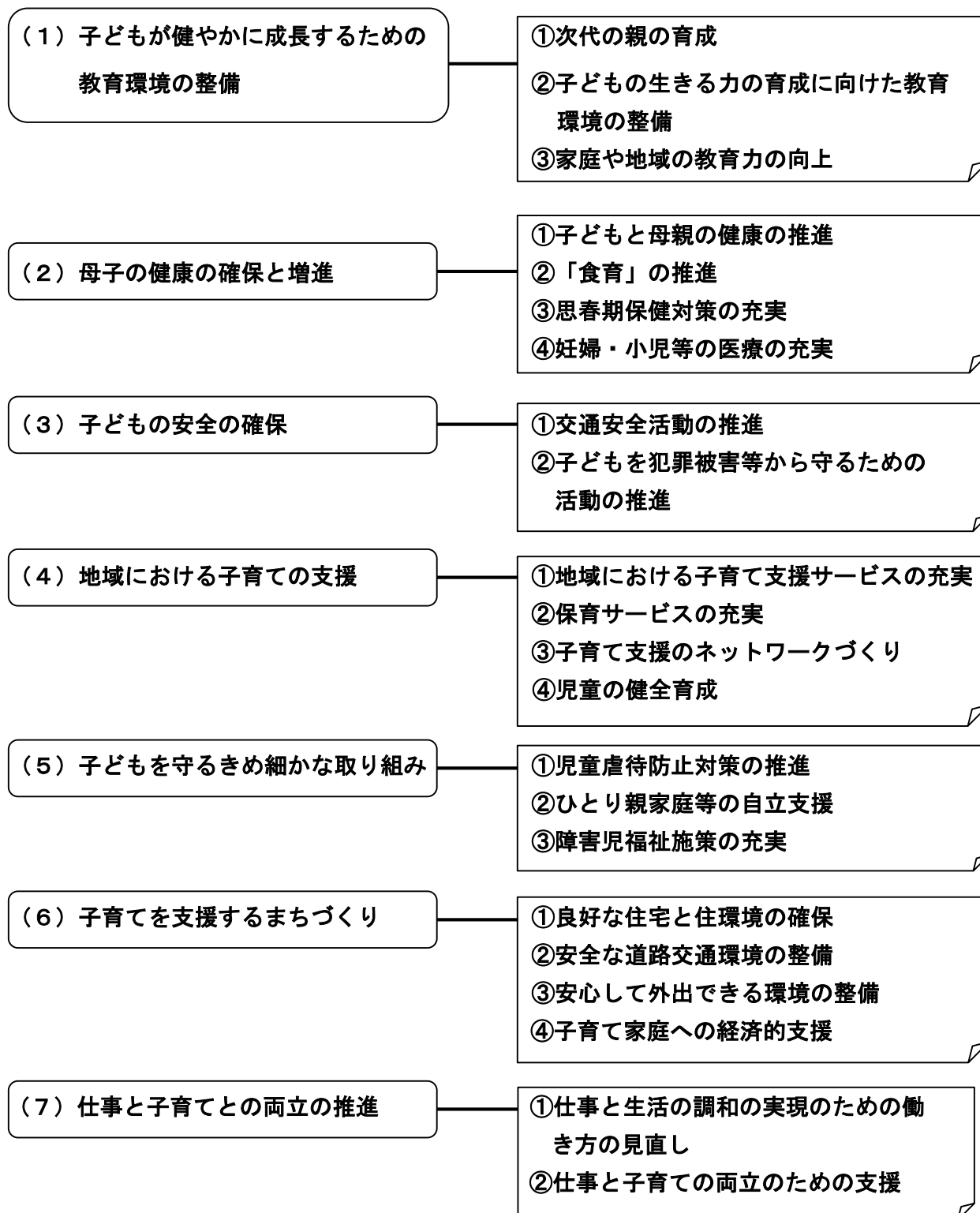
『みどり豊かな自然とかおり高い文化に恵まれた環境のなかで、住む人・働く人が増え、地域の助け合いにより、高原のひだまりに子どもたちがすくすく・のびのび育つ。』そんなまちをめざして、明るく暖かい「ひだまり」をキーワードとし、次の3本の柱を各事業分野の基本施策として位置づけます。

- 1 高原のひだまりに、子どもたちがすくすく育つまち
- 2 大人も子どもも、明るく暖かいひだまりに集うまち
- 3 やわらかな日差しを受けて、子どもと一緒に成長するまち

## 2 計画の体系



### 3 施策の項目



# 1 高原のひだまりに、子どもたちがすくすく育つまち

## (1) 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

子どもは次の時代の親になるという認識のもと、家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるような、教育・啓発に取り組む必要があります。そして家庭を築き、子どもを産み育てたいとする希望を実現するため、地域社会でさまざまな体験や交流を重ねることで、豊かな心と健やかな体を育む取り組みが必要です。

このため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育期から、確かな学力と、豊かな心と健やかな身体の育成をする事業を推進するとともに、信頼される学校づくりや幼児教育の充実といった教育環境の整備に努めます。

さらに、学校と家庭と地域が連携して、それぞれの教育力を総合的に高め地域全体で子どもを育てる取り組みが必要です。特に家庭教育は、基本的な生活習慣や社会的なマナー、自制心、自立心などを育成する上で重要な役割を果たす場所ですが、子育て家庭が孤立しがちな社会性の中で、さまざまな機会を通じて子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習の機会や情報提供を行います。また、地域住民と協力して、多彩な資源を活用した地域の教育力の向上を図る取り組みを進めます。

### ※《施策の展開》における計画期間内の確保方策数値等の掲載について

《施策の展開》における各項目の「表（H26 現在から H31 までの計画期間内における量の見込み、確保方策、過不足）」については、国の基本指針等に基づき、区域ごとに計画期間における確保方策等を地域の実情に応じて定めることとされている中で、「地域子ども・子育て支援事業」に該当する重要施策のみ掲載します。（利用者支援事業は、ニーズ調査結果で要望がないことと、関係機関での連絡調整の実施により割愛）

なお、全町を1区域（都市規模等）とし、量の見込み等については、平成25年度に実施したニーズ調査や、今後の人口推移等の見通しを基準としました。

## 【 施策の展開 】

### ① 次代の親の育成

#### ◇思春期ふれあい体験学習

中学生を対象に、乳幼児とのふれあいを通して命の尊さ、性の尊厳を学ぶとともに、子育ての体験学習をし、子どもや家庭の大切さを理解させる取り組みを行います。

#### ◇家庭の日等の啓発の推進

[家庭の日（毎月第3日曜日）]等において生命を次代に伝え育み子どもに大切さ、家族の大切さを理解できるよう広報・啓発を進めます。

## ② 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

### ◇幼児期の教育・保育施設の確保

安心して子どもを預けることができる幼稚園・保育施設の充実に向け、子どもの受け皿の整備を図ります。

【1号認定：保育の必要がない3～5歳の幼稚園在園（教育標準時間認定）児童】

【2号認定：保育の必要性がある3～5歳の保育園在園（保育認定）児童】

（単位：人）

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	358	395	398	401	404	407
1号認定	0	0	0	0	0	0
1号認定以外の幼稚園	132	147	148	149	150	151
2号認定	226	248	250	252	254	256
確保方策(b)	358	395	398	401	404	407
1号認定	0	0	0	0	0	0
1号認定以外の幼稚園	132	147	148	149	150	151
2号認定	226	248	250	252	254	256
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

【3号認定：保育の必要性がある3歳未満の保育園在園（保育認定）児童、0歳】

（単位：人）

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	25	29	29	29	30	30
確保方策(b)	25	29	29	29	30	30
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

【3号認定：保育の必要性がある3歳未満の保育園在園（保育認定）児童、1・2歳】

（単位：人）

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	77	83	84	85	86	86
確保方策(b)	77	83	84	85	86	86
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

### ◇一時預かり事業

幼稚園における在園児を教育時間後に預かることで、働く保護者に対する子育て支援を促進します。

(単位：日)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	39	40	40	40	40	42
確保方策(b)	39	40	40	40	40	42
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(施設数：か所)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	1	1	1	1	1	1
確保方策(b)	1	1	1	1	1	1
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇私立幼稚園への就園支援

私立幼稚園に通園する児童の保護者に対し、保育料の負担軽減を実施するとともに、幼稚園の健全な運営のための助成を継続して行います。

#### ◇教育・保育に係る関係機関の連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）を図るための取組を継続して推進します。

#### ◇サタデースクールの実施

子ども達の基礎学力の向上を目指し、土曜日の有意義な過ごし方のひとつとして、中学生を対象に、学校で英語・数学・国語の学習を行う「サタデースクール」を継続して実施します。

#### ◇小学校英語体験学習

国際化に対応し、外国人講師を小学校に配置し、簡単な英会話等を体験する中で、外国の言葉、文化に触れ、小学生の段階から国際感覚を養います。

#### ◇中学校AET事業

外国語教育の充実と国際交流の進展を図るため、外国人講師を配置し英会話に対する関心を高める語学指導を行います。

#### ◇児童・生徒の健康管理

児童・生徒の心身の健康を保持増進するため、健康診査を実施し、健康管理に努めます。

また、小学校で、健康学習を実施し、健康についての意識付けをしています。

#### ◇ライフルームの設置

学校に来られず家庭に閉じこもりがちな児童生徒のよりどころとして、ライフルーム（中間教室）を設置しています。個別の教科指導・生活指導を行うことで、教室に入れるようになった生徒もおり、今後も専任の担当職員を配置し、来訪する生徒の支援を行います。



#### ◇職場体験学習

中学校で進路学習の一環として、生徒の職場観・勤労観の育成のため、町内外の事業所において体験学習を行います。

#### ◇心理相談事業

悩みをかかえる児童・生徒、保護者等に対し、心の相談員、心理相談員を配置し、心理相談（カウンセリング）を行い、児童・生徒そして保護者の支援をしていきます。

### ③ 家庭や地域の教育力の向上

#### ◇放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により昼間留守家庭の小学校低学年までの児童が放課後や学校の長期休み等における遊びや生活の場として、児童の健全育成を推進し、仕事と子育ての両立の支援をしていきます。

また、新制度に伴い平成 28 年度から小学校高学年の児童も順次受け入れできるよう、定員を増員し施設の拡充を図ります。

#### 【低学年：1～3年生】

（単位：人）

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	210	212	214	216	218	220
確保方策(b)	210	212	214	216	218	220
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### 【高学年：4～6年生】

（単位：人）

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	158	159	160	162	163	165
確保方策(b)	0	0	105	162	163	165
過不足(b-a)	△158	△159	△55	0	0	0

#### ◇地域との交流

小学校の総合学習の時間を利用して、家庭や地域の連携を図り、社会や自然からの体験を通じた活動から、お年寄りや地域の方との交流を進めていきます。

#### ◇子ども自然探検隊

小学生を対象に、年6回開催します。地域の自然を探検し、その大切さやすばらしさを学びながら、人間関係の形成も培うため、継続実施し、内容の充実を図ります。

#### ◇農産物収穫体験

小学生を対象に、地域の農産物の収穫を体験し、給食で利用します。また家庭に持ち帰り、調理してもらいます。

#### ◇こども考古学体験

小学校を対象に、いつでも・だれでも体験が可能です。体験を通じて、郷土の文化・歴史への理解と関心を高めてもらうこともねらいです。

#### ◇龍神まつり

伝統文化を次の世代に継承していくため、児童を中心に子龍の舞に参加してもらいます。

また、各種青少年団体の活動成果を発表します。

#### ◇地域との交流

小学校の総合学習の時間を利用して、家庭や地域の連携を図り、社会や自然からの体験を通じた活動から、お年寄りや地域の方との交流を進めていきます。

### ④ 有害環境対策の推進

#### ◇有害図書等自動販売機対策委員会

子どもたちが有害図書等の情報に巻き込まれないよう、広報、啓発活動を充実させます。

また、有害図書自販機の撤去要請を行います。

#### ◇有害環境チェック活動

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月）、「全国青少年健全育成強調月間」（11月）に合わせて街頭での啓発パンフレットの配布活動、店舗等の有害環境チェック活動を継続実施します。

## （2）母子の健康の確保と増進

妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診・新生児訪問・遊びの教室等において、保健指導等母子保健の充実を図ります。また、親の育児不安の解消を図るために、乳幼児健診・乳幼児健康相談や母子健康手帳交付時の相談・指導等を実施し、母子の心身の健康が確保されるよう妊娠期から継続した相談・支援体制を整備します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒の健康の保持・増進を図るため、乳幼児期から継続的に保健・医療体制の整備を推進します。

健康の保持は、食生活によるものも大きく、乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食生活の定着のため、児童の発達段階に応じた「食」についての学習の機会や情報提供を行います。

### 【 施策の展開 】

#### ① 子どもと母親の健康の推進

##### ◇新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）

生後1か月児、2か月児を対象に、保健師の訪問により、育児及び産婦の健康について指導・相談を実施します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	127	128	129	130	132	133
確保方策(b)	127	128	129	130	132	133
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を対象に保健師が訪問し、養育に関する指導・相談等を実施します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	2	2	2	2	2	2
確保方策(b)	2	2	2	2	2	2
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇乳幼児健康相談

乳幼児を対象に年 12 回の定期相談を行います。保健師や栄養士による発達、育児、栄養等の個別相談を行います。また、健診後の要フォロー児の状況把握や支援・相談の場としても活用していきます。

#### ◇4 か月児健康診査

4 か月児、5 か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、離乳食指導、保健指導を行い、成長発達状況の観察や疾病・異常の発見に努め、乳児の保健保持・増進を図ります。また、生活リズムの確立の重要性を理解してもらうよう努めます。

#### ◇10 か月児健康診査

10 か月児、11 か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、歯科指導、保健指導を行い、成長発達状況の観察や疾病・異常の発見に努め、月齢と発達段階に合わせた育児指導により乳児の健康保持・増進を図ります。特に生え始めた乳歯の虫歯予防の意識向上への取り組みをしていきます。

#### ◇1 歳 6 か月児健康診査

1 歳 6 か月児、1 歳 7 か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導を行い、運動機能、視聴覚、精神発達等の障害の早期発見に努めるとともに、虫歯予防・栄養指導等幼児の保健保持・増進を図ります。

#### ◇2 歳児すくすく教室

2 歳児と母親を対象に、3 歳児健康診査前の親子への健康教育と発達に遅れのある児への支援を目的に開催します。

### ◇3歳児健康診査

3歳1か月児～3歳3か月児を対象に身体測定、問診、内科・歯科診察、歯科指導、尿検査、視聴覚検査、保健指導等、医師・歯科医師による総合的健診を実施し、幼児の健康保持・増進を図ります。特に、視機能検査を導入し、遠視・乱視等の早期発見に努めています。

### ◇遊びの教室

1歳6か月児・3歳児健康診査後、年12回実施し、言葉の遅れや多動等、フォローが必要な幼児を対象として、遊びを通じて、母と子のふれあい・育児について考える機会とします。

### ◇5歳児健やか教室・相談会

幼稚園、保育園の年中児にあたる児と保護者を対象に、就学前の親子の健康教育を行うほか、就学にあたり継続的な支援を必要とする児を把握し、効果的な支援を行っていくため開催します。

### ◇歯科指導

幼稚園児、保育園児を対象に、歯科衛生士により歯磨き指導を実施し、家庭へ状況を個別に通知していきます。また、虫歯予防や食生活について保護者に指導します。

### ◇予防接種

乳幼児を対象に、不活化ポリオワクチン、BCG、日本脳炎、風しん、麻しん、3種混合、4種混合、小児肺炎球菌、ヒブワクチンの定期予防接種を個別に接種できるように受診票の配布を行います。また、就学児健診では未接種の予防接種を把握し、受診勧奨を行います。

## ② 「食育」の推進

### ◇学校給食における食育

栄養教諭が中心となって各学校と連携して、料理教室、児童の農業収穫体験、給食時の学級訪問、献立を通じた食育に関わる給食の提案などを実施し、児童・生徒が健康に過ごすための望ましい食生活の実現と合わせて、健康推進を図れるよう取り組みを行います。

### ◇ふれあい教室

2か月児、3か月児を対象に離乳食開始についてお粥の試食をしながら指導を行い、乳児体操や育児、乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。

### ◇モグモグ教室

7か月児、8か月児を対象に離乳食の正しい進め方や試食をし、保育・虫歯予防についても指導を行い、乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。

#### ◇保育園給食部会の開催

月1回、栄養士と調理員が保育園給食の献立内容を検討し、食育を推進します。

#### ◇地産地消推進事業

町内で作られた農産物を直売所等からの購入を促進し、学校給食に取り入れていきます。

### ③ 思春期保健対策の充実

#### ◇性教育講座

中学生を対象に講師を招き、性教育講座を開催し、性に関する正しい知識の啓発に努めます。

#### ◇エイズ予防啓発

中学生を対象に、性感染症を予防する知識を身につけるとともに、自己管理能力、判断力を持つことの大切さも併せて啓発します。また、中学生は発達段階に差があるため学年別に開催します。

### ④ 妊婦・小児等の医療の充実

#### ◇妊娠・不妊に対する支援（妊婦健康診査）

妊婦の健康管理の充実を図り、無事出産を迎えられるよう妊婦健康診査に対して、14回の助成を行い受診勧奨していきます。

また、不妊等の悩みをかかえている人の相談支援や情報提供を行い、不妊治療費に対して助成を行います。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	127	128	129	130	132	133
確保方策(b)	127	128	129	130	132	133
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇小児救急医療への支援

関係機関との連携により、情報提供を行います。

#### ◇未熟児養育医療への支援

未熟児が出生した場合の養育医療に対して助成を行います。

### (3) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・学校・児童館等、関係機関と連携して、総合的な交通事故防止対策を推進します。また、子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進、関係機関・団体との情報交換、関係機関・団体と連携したパトロール活動の推進、防犯講習の実施、子どもが犯罪等にあつたときの緊急避難場所等の設置を推進します。

## 【 施策の展開 】

### ① 交通安全活動の推進

#### ◇交通安全教育

春と秋、小学校において交通安全教室を開催し、通学路の安全な歩行、自転車の乗り方や整備指導を実施します。また、新学期の春には、新入学児童を対象として、登下校時の交通指導も実施し、交通安全教育を推進します。

### ②子どもを犯罪被害等から守るための活動の推進

#### ◇社会環境づくりのためのパトロール

地域の安全を確保するため、防犯協会・生活安全推進協議会・警察等と連携し、犯罪や事故の防止を図ります。

## 2 大人も子どもも、明るく暖かいひだまりに集うまち

### (4) 地域における子育ての支援

核家族化の進行、社会環境の変化、就労形態の多様化、女性の就労率の上昇により、多様なニーズに対応できる地域でのさまざまな子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。考えられるいろいろなケースに対応する、きめ細かなサービス提供を関係機関が連携し、推進します。

#### 【 施策の展開 】

#### ① 地域における子育て支援サービスの充実

##### ◇ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）に対し、援助会員を紹介する等、地域において相互に助け合う有償ボランティア組織です。社会福祉協議会が主体となり実施します。

【就学時】

(単位：日)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	210	212	214	216	218	220
確保方策(b)	210	212	214	216	218	220
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

##### ◇児童館（地域子育て支援拠点事業）

地域の児童健全育成の拠点として、児童に健全な遊びを与え、健康の増進と情緒を豊かにすることを目的として、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、乳幼児とその保護者が気楽につどい、相互の交流ができる場所として、育児不安等の相談指導、情報の発信拠点、地域の子育て支援拠点の場「ひだまりっこ」を実施します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	980	1,010	1,048	1,086	1,119	1,157
確保方策(b)	980	1,010	1,048	1,086	1,119	1,157
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(単位：施設数)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	3	3	3	3	3	3
確保方策(b)	3	3	3	3	3	3
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の緊急的な都合により、宿泊に伴う児童の養育が一時的に困難になった場合は、各関係機関と連携を取り、保護を適切に行うことができる施設において保護します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	6	6	6	6	6	6
確保方策(b)	6	6	6	6	6	6
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(単位：施設数)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	1	1	1	1	1	1
確保方策(b)	1	1	1	1	1	1
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇特定保育

3歳未満の児童を対象に、保護者が仕事等の理由により、1か月間の相当の程度、家庭で保育できない児童について、保育所等1箇所において適当な設備を備え、保育ができるようにします。

#### ◇記念樹の贈呈

子どもの健やかな成長を願い出産時に記念樹を贈呈。併せて緑豊かな環境づくりを進めます。

## ② 保育サービスの充実

#### ◇通常保育

児童福祉法に基づき、保護者が仕事や疾病等で、児童を家庭で保育できない場合において、保護者から申込があったときは、保育園で保育を行います。また、子どもの健やかな育成と、保護者の安心の確保から、積極的な情報提供や保育所職員の研修体制を確立する取り組みを行います。



### ◇延長保育（時間外保育事業）

子育て家庭の多様化する勤務形態に対応するため、保育園で朝と夕方の保育時間を延長します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	375	378	381	384	387	390
確保方策(b)	375	378	381	384	387	390
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(単位：施設数)

区分 \年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	4	4	4	4	4	4
確保方策(b)	4	4	4	4	4	4
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

### ◇一時保育

保護者が短時間勤務や急病により、家庭において主に昼間保育が一時的に困難になった場合、保育する設備が整っている保育所において乳幼児の保育を実施します。雪窓保育園の他、私立保育園つくしんぼでも実施します。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	723	730	737	744	752	759
確保方策(b)	723	730	737	744	752	759
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(単位：施設数)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	2	2	2	2	2	2
確保方策(b)	2	2	2	2	2	2
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇病児・病後児保育

病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ保護者のやむを得ない事情により家庭で保育できない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが預かります。

(単位：人)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	5	5	5	5	5	5
確保方策(b)	5	5	5	5	5	5
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

(単位：施設数)

区分\年度	平成 26	27	28	29	30	31
量の見込み(a)	2	2	2	2	2	2
確保方策(b)	2	2	2	2	2	2
過不足(b-a)	0	0	0	0	0	0

#### ◇土曜保育

保護者の勤務などの都合に合わせて、土曜日に保育を行います。

#### ◇障害児保育

集団保育が可能で障害をもつ児童に対し、加配保育士を配置して保育の支援を行います。

#### ◇にこにこ広場

未就園児を対象に、保育所において、保育園児との交流を行います。

### ③ 子育て支援のネットワークづくり

#### ◇子育てガイドブック・子育てマップ等の作成

子育て家庭に親子で触れ合える場の情報提供をするため、パンフレットを発行しています。子育てに係わる情報の発信として、児童施設等に設置します。

### ④ 児童の健全育成

#### ◇おはなし会・ちいさいおともだちのおはなし会

幼児期から本に親しむことを目的に、幼児、小学校低学年児童を対象に、ボランティアにより本の読み聞かせを行います。

また、「親子のふれ愛絵本事業」として10か月児健診のときに絵本のプレゼントと読み聞かせを行います。

町内の新小学校一年生には「よみトモみよたっ子（セカンドブック）事業」として読書習慣を身に付けてもらうため、図書館係が選書した数十冊の中から1冊を選んでもらいプレゼントします。

#### ◇子ども自然探検隊

小学生を対象に、年6回開催します。地域の自然を探検し、その大切さやすばらしさを学びながら、人間関係の形成も培うため、継続実施し、内容の充実を図ります。

#### ◇こども考古学体験

小学校を対象に、いつでも・だれでも体験が可能です。体験を通じて、郷土の文化・歴史への理解と関心を高めてもらうこともねらいです。

#### ◇龍神まつり

伝統文化を次の世代に継承していくため、児童を中心に子龍の舞に参加してもらいます。また、各種青少年団体の活動成果を発表します。

#### ◇子どもおたのしみ会

幼児・児童を対象に、人形劇の上演や映画の上映を行います。

#### ◇各種スポーツ大会

キックベースボール、健康マラソン、裸足で運動会、ドッチ・ビー、少年野球、スキー、ソフトバレーボール、卓球など、小・中学生等を対象とした各種スポーツ大会を体育協会専門部と協力して開催し、青少年の健全育成を図ります。

#### ◇少年スポーツ教室・スポーツ少年団活動

小学生を対象に、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、空手、ジュニアカーリング、SAQなどのスポーツ少年団活動を積極的に支援し、内容の充実と振興を図ります。また、スポーツ少年団に参加していない子どもたちも参加できるスポーツ教室の開催等についても、積極的に取り組みます。

#### ◇広報活動

広報「やまゆり」掲載のシリーズ「こころのやすらぎ」や児童館事業の紹介をはじめ、町ホームページやその他のメディアを活用して、児童の健全育成のための広報、啓発を実施します。

### (5) 子どもを守るきめ細かな取り組み

地域における人間関係の希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は変化し、児童虐待の件数は増加する一方です。児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えるため、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を促すためには、発生予防から早期発見、早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまでの継続的・総合的な支援が必要です。それには、福祉関係者のみならず、医療・保健・教育・警察等関係機関の協力が不可欠ですが、特に地域住民と連携した児童虐待防止ネットワークは予防から自立支援に至るすべての段階で有効であり、積極的な活動ができる取り組みが必要です。

また、ひとり親家庭、中でも母子家庭は年々増加しており、子育て・生活支援に加え、安定した収入を得るための就業支援や、経済的支援など、ひとり親家庭が自立した生活を送れるようきめ細かな取り組みが必要です。

障害児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるようにするため、保健・医療・福祉・教育等各機関が連携し、総合的な取り組みを推進します。集団生活の可能な障害児の受入れも推進していかなくてはなりません。

更に、学習障害等の発達障害のある児童生徒について支援体制が必要となります。

## 【 施策の展開 】

### ① 児童虐待防止対策の推進

#### ◇虐待等防止ネットワーク協議会

御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、情報の共有、役割分担を行い、発生の予防、早期発見・早期対応に努め、適切な支援を心がけます。

### ② ひとり親家庭等の自立支援

#### ◇児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を通じ、経済的負担の軽減と児童の健全育成を図ります。

#### ◇ひとり親家庭の集い

ひとり親家庭の親子が1日を楽しく過ごすことを通して、自立への意欲を養い、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

### ③ 障害児福祉施策の充実

#### ◇特別児童扶養手当の支給

精神や身体に重度障害のある在宅児童に対する福祉の向上、及びその児童を看護する父母や父母以外の養育者が安定した生活を送るための手助けとして、特別児童扶養手当を支給します。

#### ◇補装具の交付（修理）

身体障害者手帳を持っている児童の身体上の障害を補うため、補装具の交付・修理を行います。

#### ◇日常生活用具の給付（貸与）

在宅の重度身体障害児、知的障害児に対し、日常生活の便宜を図るため、障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付を行います。

#### ◇障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児に障害児福祉手当を支給します。

#### ◇放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、通所サービスを行っています。

#### ◇児童短期入所

介護者が、在宅の障害児を一時的に介護できないときに、施設で介護します。

◇児童タイムケア

介護者が、在宅の障害児を一時的に介護できないときに、施設や近隣において介護を行い、その家族の地域生活を支援します。

◇児童ホームヘルプサービス

在宅の重度障害児のいる家庭で、家族が介護を行えないときに、ホームヘルパーを派遣します。

### 3 やわらかな日差しを受けて、子どもと一緒に成長するまち

#### (6) 子育てを支援するまちづくり

子育て世代がゆとりある生活ができるよう、子育てにやさしい生活環境をつくる必要があります。住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援します。

#### 【 施策の展開 】

##### ① 良好な住宅と住環境の確保

###### ◇公営住宅の供給、民間住宅情報の提供

子育て期の世帯に対し、良質な公営住宅の供給の他、必要に応じて民間住宅情報について、町内不動産事業者を紹介します。

##### ② 安全な道路交通環境の整備

###### ◇公共施設等のバリアフリー化

歩道のフラット化、段差解消などバリアフリー対策を、道路改良事業にあわせて実施していきます。

##### ③ 安心して外出できる環境の整備

###### ◇ベビーベッド・チェア完備のトイレ設置

ベビーベッド、ベビーチェアを設置した施設の整備を推進していくよう努めます。

##### ④ 子育て家庭への経済的支援

###### ◇福祉医療給付

子ども、母子及び父子家庭、障害者を対象に、健康保険対象医療の自己負担分医療費の一部を支給します。

###### ◇児童手当の支給

児童養育家庭の生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当を支給し子育て家庭の経済的支援をしていきます。

###### ◇子育て応援金の支給

3歳に到達する児童のいる家庭に子育て応援金を支給し、子育て家庭の経済的支援をしていきます。

## **(7) 仕事と子育てとの両立の推進**

就業形態の多様化や今後ますます共働き世帯が増加すると予想される中で、仕事と家庭生活のバランスがとれるように働き方を見直し、仕事優先の考え方や性別による固定的な役割分担意識、慣行を解消することが必要です。国・県、関係団体と町が連携を図りながら、労働者と企業、地域住民の意識改革を進めるため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に進めます。

### **【 施策の展開 】**

#### **① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**

##### **◇国・県との連携による広報等**

労働者と企業、地域住民の意識改革のため、社会全体の運動として、国・県と連携して、広報・啓発、研修、情報提供等を進めます。

#### **② 仕事と子育ての両立支援**

##### **◇国・県の取り組みに協力**

仕事と子育ての両立支援のため、国・県の取り組みに積極的に協力していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進・進行管理体制

計画目標の実現に向かって、事業が着実に推進されるよう、庁内の連携と町民との協働により、計画の推進と進行管理の体制を整備することが必要です。

#### (1) 庁内関係部局の連携

本計画に基づく子ども・子育て支援対策推進のため、保健・福祉・教育分野を超えて、環境・まちづくりなど、庁内の幅広い分野の関係各課の連携を図ります。

#### (2) 計画推進のための外部機関の設置

本計画に基づく施策・事業の進捗状況を随時確認するほか、実施後の評価を行うための外部機関として「御代田町児童福祉施設事業運営委員会」を子ども・子育て支援法第77条に定められている「合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）」として設置し、庁内各課との連携の下に、必要に応じて計画の見直し等を行います。

#### (3) 計画の周知と全町的な取り組みの推進

この計画の目標や施策の内容について、各種媒体を通じて広く町民や関係機関に情報提供し、その周知を図ります。

### 2 関係機関相互の連携

本計画の目標達成のためには、行政だけでなく、あらゆる関係機関・団体、住民との連携が必要です。このため、町内の子どもにかかわる組織や団体、関係機関と情報を共有化し、教育や医療など専門的な人材の育成・研修・研究の支援を行い、また、子育て世代にかかわる町内のNPO組織の設立を促進し、協働の取り組みを推進します。







しあわせ信州